

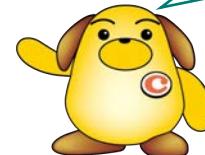
# 滅却によって再生利用の用に供される物品が発生する場合の留意点

2026年1月1日より、保税地域にある外国貨物等の滅却によって発生する灰、破片、泥等について一定の場合に再生利用が可能となりました。

## ① 「滅却」とは？

- ✓ 「滅却」とは、貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うことにより貨物の形態をとどめなくすることをい、当該処理によって、**再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合**も含みます。
- ✓ 保税地域にある外国貨物を税関長の承認を受けて滅却する場合、その関税が免除されます。（関税法第45条第1項ただし書）

詳細は、  
**関税法基本通達  
(23-9、45-1)**  
をご参照ください。



保税ポータル

## ② 「再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合」とは？

- 滅却により発生した灰、破片、泥等が循環資源として原材料に利用される場合を  
(例) いい、例えば次のような場合が該当します。
- ・ 衣類、かばん及び靴等の焼却により発生した灰が建築資材に利用される場合
  - ・ 機械類等の破碎により発生した金属片が溶解及び精錬を経て再資源化される場合
  - ・ 電気機器から取り外した電池が焙焼及び解碎等により材料ごとに選別され再資源化される場合
  - ・ 食品等に対して発酵処理が行われ、飼料化又は堆肥化される場合
  - ・ プラスチック製品が溶解又は分解され、再製品化される場合

## ③ 以下のような場合には滅却の承認はされませんのでご注意ください！

- 滅却前の貨物の全部又は一部を製品としてそのまま使用する場合や、部品その他製品の一部として使用する場合など、滅却前の貨物の形態の全部又は一部をとどめた状態で再使用される場合には、貨物が滅却されたものとは認められません。
- **滅却の承認の申請者や、関税の納付義務を負うべき者（輸入者、倉主等）**が、滅却を行うために貨物を他者に引渡しについて対価を得る場合には、滅却の承認はされません。必要に応じ、申請者に税関から貨物の引渡しに係る取引の関係書類の提示や誓約書の提出をお願いする場合があります。